

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

2014年8月 税務ニュース

中小企業投資促進税制の拡充・延長

平成 26 年度税制改正により、「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却及び税額控除」の制度が 3 年間延長になりました。また取得した機械等が生産性の向上につながる設備等に該当した場合には、さらに上乗せの措置が設けられました。

1. 改正前の制度の概要

税制措置	取得価額の 30%の特別償却 又は 7%の税額控除 (法人税の 20%が上限)
対象設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機械装置 (1 台が 160 万円以上) 2. 器具備品等 <ul style="list-style-type: none"> 一定の電子計算機 (合計額 120 万円以上) 一定のデジタル複合機 (1 台 120 万円以上) 一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具 (1 台 30 万円以上かつ合計額が 120 万円以上) 3. 一定のソフトウェア (合計額 70 万円以上) 4. 貨物自動車 (車両総重量 3.5t 以上) 5. 内航船舶 (取得価額の 75%が対象)
対象企業	青色申告書を提出している次の者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金 1 億円以下の法人 ・ 資本金等を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人 ・ 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主 ・ 農業協同組合等 ただし税額控除については資本金 3,000 万円以上の法人は適用なし
対象期間	平成 10 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに取得し、事業の用に供する

2. 改正内容

税制措置	上記の対象設備が生産性向上に資する一定の設備である場合には、下記のとおり償却額や控除額が上乗せとなる 取得価額の 100% (即時償却) 又は 10%の税額控除 (法人税の 20%が上限)
対象期間	平成 29 年 3 月 31 日までに取得し、事業の用に供する (3 年間の延長)

* 生産性向上に資する一定の設備とは

【1】「先端設備」の要件又は【2】「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件のいずれかを満たす設備です。

【1】は設備メーカーから証明書が必要です。

【2】は利益改善のための投資計画を作成し経済産業局へ申請する必要があります。

* 平成 26 年 3 月 31 日までの間に事業年度が終了した法人の場合には翌事業年度において上乗せ措置を適用することができます。